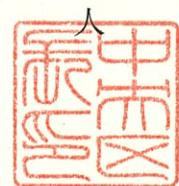


中央区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月二十九日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第三十五号

中央区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

中央区国民健康保険条例施行規則（昭和三十六年二月中央区規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。



第二十七号様式（第二十条、第二十条の二関係）国民健康保険料決定（更正）通知書兼納入通知書兼特別徴収（開始・変更・中止）通知書
（表）

--

通知書番号	
記号番号	

年度国民健康保険料を次のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

年 月 日

中央区長

印

年度 国民健康保険料決定（更正）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収（開始・変更・中止）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	円	円	円

この通知書は、
算定しています。

年 月 日時点の情報により

※以下の口座から振替させていただきます。

※賦課明細は次頁のとおり。

（単位：円）

普通徴収 期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	年 月 日				
第2期	年 月 日				
第3期	年 月 日				
第4期	年 月 日				
第5期	年 月 日				
第6期	年 月 日				
第7期	年 月 日				
第8期	年 月 日				
第9期	年 月 日				
第10期	年 月 日				
随時期	年 月 日				

（単位：円）

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

※以下の年金から天引きさせていただきます。

特別徴収 月別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	年 月 日				
6月	年 月 日				
8月	年 月 日				
10月	年 月 日				
12月	年 月 日				
2月	年 月 日				

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

（来年度の仮徴収のご案内）

来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、上記2月の特別徴収額と同額が天引きされます。

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

（審査請求及び取消訴訟）

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国民健康保険料決定の明細

通知書番号	記号番号
-------	------

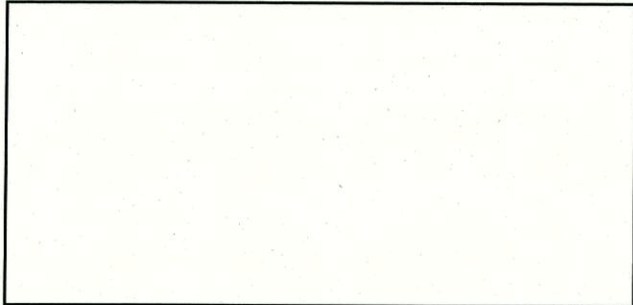
(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
		× %		
	資産割額	基礎額		
		× %		
	均等割額	被保数	人	人
		× 円		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
		限度超過額		
		年間保険料		
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
(A)	医療分保険料額			
支援金分	所得割額	基礎額		
		× %		
	資産割額	基礎額		
		× %		
	均等割額	被保数	人	人
		× 円		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
		限度超過額		
		年間保険料		
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
(B)	支援金分保険料額			
介護分	所得割額	基礎額		
		× %		
	資産割額	基礎額		
		× %		
	均等割額	被保数	人	人
		× 円		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
		限度超過額		
		年間保険料		
	増減調整額			
	減免額			
(C)	介護分保険料額			
子ども分	所得割額	基礎額		
		× %		
	資産割額	基礎額		
		× %		
	均等割額※	被保数	人	人
		× 円		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額※		
		平等割額		
		限度超過額		
		年間保険料		
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
(D)	子ども分保険料額			
決定保険料額 (A) + (B) + (C) + (D)				

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。
 また、政令軽減額の内、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

第三十二号様式（第二十四条関係）国民健康保険料減免決定通知書

年 月 日



中央区長



国民健康保険料 減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました国民健康保険料の減免につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

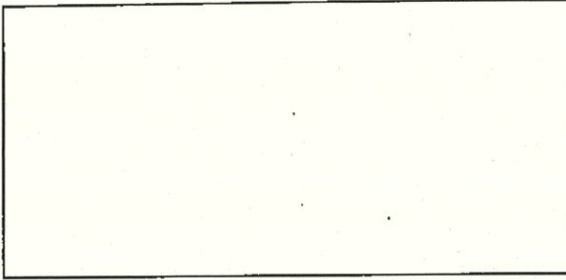
対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
減免前決定額	円	減免額	円	減免後決定額 円
減免決定理由				

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第三十二号の二様式（第二十四条関係）国民健康保険料減免変更決定通知書

年 月 日



中央区長

印

第三十二号様式の次に次の一様式を加える。

国民健康保険料 減免変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました国民健康保険料の減免につきましては、次のおり変更としたので通知します。

対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
変更前決定額	円	減免額	円	変更後決定額
減免変更理由				

(審査請求及び取消訴訟)

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第三十五号様式中

被保険者証の
記号・番号

を

被保険者
記号・番号

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区国民健康保険条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

中央区告示第百六十号

令和八年五月二十六日に招集した令和八年第一回中央区議会臨時会に、左記の事件を追加付議します。

令和八年五月二十九日

中央区長 山 本 泰



記

一 中央区監査委員の選任同意について



